

令和6年度第2回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和6年12月2日（月）

ところ 小金井市第二庁舎801会議室

小金井市市民部保険年金課

令和6年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和6年12月2日(月) 19時から

場 所 小金井市第二庁舎801会議室

出席者 〈委 員〉

加 藤 由喜枝	塚 田 悟	瀬 口 秀 孝
西 野 裕 仁	穂 坂 英 明	黒 米 哲 也
田 中 智 巳	遠 藤 百合子	沖 浦 あつし
清 水 が く	水 上 洋 志	吉 田 幹 哉

〈保険者〉

副市長	神 山 伸 一
市民部長	西 田 剛
保険年金課長	伏 見 佳 之
国民健康保険係長	井 上 義 秀
国民健康保険係主査	永 屋 由佳理
国民健康保険係主任	瀧 川 哲 郎

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)
日程第2 その他

令和6年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会

令和6年12月2日

◎**沖浦会長** それでは、定刻になりましたので、令和6年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本来ですと、市長から御挨拶をいただくところですが、別の公務のため欠席と聞いておりますので、代わりに副市長から御挨拶をいただきます。神山副市長、よろしく申し上げます。

◎**神山副市長** 皆さん、こんばんは。副市長の神山でございます。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本市の国民健康保険事業に多大なる御尽力をいただくとともに、市政全般にわたり、御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今、会長よりお話ありましたけれども、本来であれば白井亨市長がこちらで御挨拶を申し上げるところでございますが、他の公務がございまして出席がかないませんでした。誠に申し訳ございません。私のほうから代わって御挨拶をさせていただきます。

本日は、来年度の国民健康保険税の税率の見直しについて諮問をさせていただきます。委員の皆様にとっては重い内容であるということをご承知しておりますけれども、本市の依然厳しい国保財政運営の背景の中、制度の維持のためには、被保険者の健康の維持増進の推進等における医療費の適正化と並び、適切な保険税率の設定は重要であることを御理解いただき、御審議をいただければ幸いです。委員の皆様方の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めていきたいと考えてございます。御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎**沖浦会長** ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いいたします。

国民健康保険係長。

◎**井上国民健康保険係長** それでは、本会議の成立の可否につきまして御報告いたします。現在、定数17名中10名の御出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号、各委員1名以上の御出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨、御報告いたします。

また、遠藤委員、西野委員から遅参の連絡がございましたので、お知らせいたします。

以上でございます。

◎**沖浦会長** ここで、本日の配付資料の確認をいたします。事務局、お願いします。

国民健康保険係長。

◎井上国民健康保険係長 それでは、配付資料の御確認をさせていただきます。

1点目、まず、国民健康保険税改定（税率改定）関係資料でございます。

2点目、納付金関連資料でございます。

次に、机の上に配付しております、本日の日程でございます。

以上でございますが、資料不足の方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

◎沖浦会長 大丈夫ですね。

◎井上国民健康保険係長 では、以上でございます。

◎沖浦会長 それでは、議事に入ります。

まず、会議録署名委員の指名ですが、加藤委員と塚田委員にお願いしたいと思います。

日程第1でよろしいですか。

それでは、日程第1、小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）を議題といたします。諮問を求めます。

◎神山副市長 小金井市国民健康保険運営協議会会長 沖浦あつし様。小金井市長白井亨。

小金井市国民健康保険税の税率改定について（諮問）

国民健康保険の円滑な財政運営を確保する必要があるため、小金井市国民健康保険税条例の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会会則第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

諮問事項 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について。

改正内容 1 医療分

（1）国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の6.04を100分の6.54に改正する。

（2）国民健康保険の被保険者に係る均等割額について、2万6,000円を3万円に改正する。

この改正は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税から適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

以上、よろしく願いいたします。

◎沖浦会長 ただいま、副市長より諮問がございました。諮問書の写しを皆様に御配付いたします。

（諮問文配付）

◎沖浦会長 よろしいですか。皆様のお手元に諮問書がお渡りになったと思います。

それでは、ただいまの諮問につきまして、細部について事務局の説明を求めます。

保険年金課長。

◎伏見保険年金課長 それでは、細部につきまして、各担当のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎沖浦会長 国民健康保険係長。

◎井上国民健康保険係長 それでは、日程第1、国民健康保険税の見直しについての御説明をさせていただきます。ちょっと長くなりますので着座にて失礼いたします。

では、資料1、事前に送付いたしました資料、あるいは、机上に配付いたしました、国民健康保険税改定（税率改定）関係の資料を御覧ください。

それでは、諮問案の説明に先立ちまして、平成30年度の国民健康保険制度の改革の内容を振り返りながら、令和7年度仮係数に基づく納付金標準保険料率の算定結果について御報告いたします。

東京都は、令和6年11月26日に開催されました、第1回東京都国民健康保険運営協議会において、国の示した仮係数に基づく令和7年度ベースでの納付金の算定結果を協議会に報告いたしました。

そうしましたら、資料1の1ページを御覧ください。

上段、まず1番、改革の概要です。東京都も保険者といたしまして、財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることとなっております。東京都は保険給付に必要な費用を全額、区市町村に支払いまして、区市町村ごとの納付金を算定し、それを賄うための標準保険料率を提示いたします。区市町村は引き続き、従来どおりの役割を担うとともに、納付金を都へ納付し、そのために必要な保険税を被保険者から徴収いたします。

2番目、納付金の算定方法でございます。今回の試算では、令和7年度の東京都の納付金の必要額は4,361億円でございます。令和6年度の確定係数による算定時では4,621億円でしたので、約260億円、減額されています。これを区市町村に配分する際の基本的な考え方は、医療費水準は一部反映しまして、所得水準は東京都の水準を反映するというものでございます。分配の算定は右下の枠内のおりでございます。

では次に、2ページ目をお開きください。

3番目、標準保険料率の算定方法でございます。

まず、標準保険料率の役割についてです。1つ目は、東京都は標準的な住民負担の見える化を図るために標準保険料率を示します。2つ目は、区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示す役割があります。

東京都は区市町村に対して、3つの標準保険料率を指定いたします。

まず、①でございます。都道府県標準保険料率です。全国統一の算定基準によると、当該都道府県の標準保険料率の標準的な水準を表すものでございます。

②です。区市町村標準保険料率です。都道府県内の統一の算定基準による区市町村ごとの標

準保険料率の標準的な水準を表すもので、東京都は所得割、均等割の2方式となっております。

③、区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率です。各区市町村における算定基準、2方式、3方式、4方式に基づく標準保険料率も示すことになります。

②と③の算定方法についてですが、区市町村ごとの納付金に保健事業費、葬祭費等を加えたものを標準的な収納率で割り戻しまして、賦課すべき保険料必要総額を算出いたします。その後、②については、各区市町村の所得水準と被保険者数を反映し、応能分・応益分に分けて標準保険料率を算出します。

③は、各区市町村の算定方法、応能・応益分の割合に応じて標準保険料率を算出いたします。

次、4番目、保険税調定額の算出方法でございます。（1）の、区市町村の財政構造のイメージを御覧いただきながらお聞きください。

歳出にあります納付金に、保健事業費及び保険給付費のうち、保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金、葬祭費の費用等を加算し、そこから、法定内一般会計繰入金及び特別調整交付金など、市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引いた額が、保険税収納額となります。保険税収納額を標準的な収納率で割り戻しまして、保険税調定額を算出いたします。設定した保険税率で保険税収納額に満たない場合は、法定外一般会計繰入金で補填するという形になります。

では、次、3ページ目を御覧ください。

5の、令和7年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額でございます。御説明した方法で小金井市の令和7年度仮係数に基づく納付金、保険税調定額を計算したものが、5番目の表になってございます。納付金の試算額は37億293万5,604円で、保険税調定額の試算額は33億7,173万8,192円となっております。今回提示された納付金は前年度に比べて約1.6億円程度、減少しております。後ほど諮問させていただきますが、令和7年度については納付金が減少したものの、令和5年度以降、税率を改定していないことと、国民健康保険事業運営基金が底をついていること、この間、一般会計からの赤字繰入れが大幅に増加していることから、税率及び均等割額の改定を実施したいと考えております。

6番目でございます。令和7年度仮係数に基づく標準保険料率です。東京都から示されました、令和7年度仮係数に基づく標準保険料率は6番目の表のとおりとなっております。本市の保険税率は医療分の所得割が6.04%、均等割が2万6,000円、後期支援分の所得割が2.05%、均等割が1万3,000円、介護分の所得割が2.0%、均等割が1万5,000円となっており、標準保険料率との差があるため、一般会計からの法定外繰入れがなければ財源が不足することとなってしまいます。

では、次に、お配りしております、納付金関連資料、もう1点目の資料を御覧ください。別紙1から別紙3まで付いている資料でございます。

では、令和7年度ベースでの1人当たり保険料の試算結果、別紙2を御覧いただければと思います。

別紙2の上のほうですが、(A)となっておりますのが令和7年度算定額、(B)、こちらは令和6年度の算定額で、いずれも法定外繰入れ前の保険料額でございます。右側の伸び率を記載しております、東京都全体では4.24%、小金井市では2.7%の減となっております。

以上が国民健康保険制度及び令和7年度の仮係数に基づく納付金、標準保険料率の算定結果についての御説明となります。こちらは仮係数でございますので、今後、確定係数に移行するに当たって変更等はあることはあり得るというふうに考えております。

以上です。

◎**沖浦会長** 国民健康保険係主査。

◎**永屋国民健康保険係主査** 資料2のほうから御説明させていただきますが、長くなりますので、私も着座にて失礼させていただきます。

そうしましたら、資料ですが、国民健康保険税改定(税率改定)関係資料にお戻りいただければと思います。こちらの資料2をお開きいただけますでしょうか。

まず、資料2、令和7年度国民健康保険税算定の考え方について、について御説明させていただきます。こちらの内容が、どのように税率の改定を行うかについて記載しております。

1番につきましては、先ほどの資料1にもございました内容で、割愛させていただきます。

2番については、どのような考え方のもと改定を行うかという内容になってございます。

資料一番下の表、3番の、令和7年度保険税率改定案の(2)、令和7年度保険税率改定案と令和6年度保険税率の比較が一番分かりやすいかと思っておりますので、こちらを御覧いただければと思います。今回、諮問させていただいております内容、令和7年度改定案では、まず、医療分の所得割を6.04%から0.5%改定し、6.54%としております。また、同じく、医療分の均等割につきまして、現行2万6,000円を、こちらから4,000円改定いたしまして3万円としております。併せまして、後期高齢者支援分と介護分につきましては、こちらは改定がございませんので変更はございません。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料3を御覧いただければと思います。資料3、小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表を御覧ください。こちらは税率改定による市の歳入への影響をお示ししております。

来年度は、医療分の所得割及び均等割の改定を諮問させていただいておりますので、こちらの資料、一番上、(1)番、医療分の表に変動がございます。こちら、(1)番、医療分の表の②番、改定額内訳を御覧いただければと思います。

まず、上から御説明いたしますと、所得割の総額⑦につきましては、現行税率では、算定いたしますと、17億1,700万9,000円のところ、所得割を0.5%引き上げたことにより、18億5,053万1,000円に、1億3,352万2,000円の増収となります。

続きまして、その下、均等割総額⑧になります。こちら、現行税率では5億7,273万3,000円のところ、均等割額を4,000円引き上げたことにより、6億5,314万1,000

円に、8,040万8,000円の増収となります。ここに算定の調整を行いまして、医療分といたしましては、こちらの調定見込額の欄ですが、1億3,645万6,000円の増収となります。

こちらがまず医療分でございまして、同じページの中段より下、(2)の後期高齢者支援金分と、1枚おめくりいただきまして、次のページの上段、(3)番の介護分につきましては、今回改定はございませんので、影響額はゼロ円となっております。

同じページ中段、(4)全体分を御覧ください。

今回の諮問事項を合わせますと、令和7年度は1億3,645万6,000円の増収となります。こちら、その下の(5)番、1人当たりの国民健康保険税を御覧ください。令和7年度の被保険者数は今のところ、2万316人を見込んでおりますので、お一人当たりで割り返させていただきますと、6,716円、御負担をいただく形になります。

続きまして、お隣のページ、横書きになりますけれども、資料4、小金井市国民健康保険税率改定状況を御覧いただければと思います。こちらは過去10年間の税率改定の小金井市の状況でございます。御参考に御覧いただければと思います。

最後に、1枚おめくりいただきまして、資料5番、また横書きの資料になります。こちらが令和6年度、都内多摩の26市国民健康保険税(料)率等の状況という資料になります。こちら、多摩地域の国民健康保険税の各市の比較となっております。

今回、諮問させていただきましたのは令和7年度の税率改定についてですが、まだ各市の税率改定の状況というものは全く公表されておりませんので、御参考に令和6年度の各市の状況をお示ししております。こちらで所得割ですとか均等割の部分を合わせまして、限度額の欄、網かけで色がついている部分がございますが、こちらは令和5年から改定がなされている部分になります。

説明が長くなりましたので、最後、まとめさせていただきますと、令和6年度の税率につきましては、医療分の所得割を6.04%から6.54%へ、0.5%の改定を行います。同じく医療分の均等割額につきましては、2万6,000円から3万円へ、4,000円の改定を今、考えております。税率改定による調定額上の影響額は、先ほど申し上げましたとおり、1億3,645万6,000円で、お一人当たり直しますと6,716円となります。

こちら、今回の改定資料の御説明となります。よろしく願いいたします。

◎**沖浦会長** 保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** 説明については以上になりますけれども、この間の経過だけ御説明させていただきます。

予算に関しましては、作成中のため、詳細を申し上げるのは難しいところではありますけれども、前回お話ししたとおり、新年度の予算作業に関しては、例年より1か月前倒しになったことから、11月初旬の段階で、理事者、市長、副市長に国民健康保険の会計の状況をお知らせしたところでございます。その際の話では、令和7年度予算の歳入歳出予算に関し、仮に、

都に納める納付金が今年度と同額であったとしても、歳入歳出の差が約2.5億生じており、主な原因としては、先ほど説明はありましたが、約1.5億が令和6年度予算の歳入に充てていた国民健康保険運営基金の枯渇、残りの1億円が被保険者減等によるものでございまして、保険税収入の減により、これらの差を埋めるためには保険税の値上げもやむを得ないという方向性を、11月初旬に理事者と確認したところでございます。

その後、11月14日ぐらいに納付金の仮係数が示され、都内全体で納付金下がるとの通知はいただいたところではあります。それで、当市においても、先ほどありましたが、前年度比約1億5,000万円の減との情報を得たので、再度数字を精査し、やはり歳入歳出の不足分、約1億円、それから、財政健全化計画における一般会計の繰入金を5,000万円減額した形の計1億5,000万円の差を埋めるべく、税額の試算をしたところで、先週の段階で市長、副市長と確認をし、今回、資料をお送りさせていただいたというのが経過になってございます。したがって、資料を送るのが遅くなったことについては、そのような理由があったということで御理解をいただきたいと思っております。

内容については、先ほど説明したとおりの内容になりますが、資料5にあります、令和6年度における26市の平均保険税、保険料を比較した場合、医療分の均等割を見ていただきたいのですが、26市の平均が3万1,000円を超えている中、当市では5,000円以上低いので、まず4,000円ほど増やし、同じく、医療分の所得割については、平均を超えてはいるものの、先ほど都の示す標準保険料率である7.19%に少しでも近づけるため、今回0.5%ほど上げさせていただき、合わせて1億数千万円を保険税で賄わせていただきたいというふうに決まったところでございます。

被保険者の負担が増えるという点では申し訳ないところではあります、国保財政を預かる保険者としては、しっかりと運営していかなければならない責任もあるところでございます。今回、事業運営基金が枯渇しており、歳入歳出の差を埋めるに当たっては、保険税の増税か、一般会計のその他繰入れを増やすしか方法がないわけでございます。予算策定段階とはいえ、一般会計においても歳入歳出の差が数十億と言われており、ここ3年間においては財政健全化計画がある中でも減額をせずに、約3億円、国庫会計に繰入れしているというような状況となり、今年度予算では8億3,500万円、一般会計のほうから頂いているというような状況でもございます。

最終的には、東京都のプラン上では、令和17年度まで、8億3,500万円をゼロにしていかなければならないというような状況もある中で言えば、赤字繰入れをなくしていかなければならないということもあること、それから、ここ2年間、税率改定を行っていないということを考えて、今回の改定というのは致し方ないものというふうに担当としても考えているものでございますので、どうか御審議よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎沖浦会長 事務局の説明が終わりました。委員の皆様から御質問ございますでしょうか。

加藤委員、お願いします。

◎加藤委員 資料2の、一般会計からの法定外繰入れを解消していくと書いてありますが、これは、例えば何年か後には全く一般会計からなしということで、多分、成績表みたいなものがあると思うんですね、そもそも国民健康保険は、一般会計からある程度出さないと構造的にやっていけないと思うんですね。私もそうでしたけれども、サラリーマン生活をし、リタイアして国民健康保険になった時点で、どんと保険料は、100%持ちますから、上がるわけですね。それと、順番にそうやっていって致し方ないと私は思っておりますけれども、この考え方だと、本当に際限なく毎年のように上げていかななくてはならなくなるんだなということが非常に懸念されます。そこの辺の見通しを伺いたいのですが、こういう考え方でずっといくんでしょうか。

◎沖浦会長 よろしいですか。国民健康保険係長、お願いします。

◎井上国民健康保険係長 では、加藤委員からの御質問でございます。

確かに、今御指摘いただいているとおりで、国民健康保険の制度に関しましては、構造的な要因ということで、どうしても所得の低い方もいらっしゃるということで、財政運営上、非常に厳しいところは迫られるところでございます。一般会計からの繰入金、今年度、令和6年度予算で言えば、8億3,500万円の繰入金を入れているところでございます。

ただ、前回の運営協議会でも御説明させていただいたのですが、国では加速化プラン、いわゆる、全国的に保険税に関してはもう統一化を図っていくということを国は方針として示しておりまして、先ほど課長からも、令和17年度までには完全統一化を図ると、もう国の方針として決まっているところで、骨太の方針等でも示されているんですが、それは遅くとも令和17年度と言っておりまして、その中間年度に当たる令和15年度までには完全統一を目指していきたいというのが国の考え方でございます。

完全統一を目指すというのが、分かりやすく言いますと、先ほど御説明させていただいた資料の1の3ページ目、5番目、令和7年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額という資料の表ですけれども、今年度、納付金として示されているのが37億293万5,604円という右上の数字ですが、これに必要な保険税調定額は33億7,173万8,192円と示されてございます。この33億7,100万という調定額と、現在の小金井市の国民健康保険税の収入、約24億弱というところでございますが、この時点で9億円ほどのもう乖離が既にあると。つまり、この33億7千百何十万という数字を保険税として賄わなければならないというのが、国の考え方ということでございます。

現時点では24億というところでございますが、国が示す、令和15年度なり令和17年度までの間にこの差を埋めていくことで赤字が解消されて最終的にはゼロになるとしていくところが、国の方針として示されているという状況でございますので、私たちのほうとしても、この方針に沿って進めていかざるを得ないと考えているところでございます。

以上です。

◎**沖浦会長** 加藤委員、お願いします。

◎**加藤委員** お話は分かりました。国の方針が、私はちょっと間違えているのではないかなと思いますので、そこだけちょっと申し上げておきたいと思います。

市としては、それに基づいて担当課としてはやらなくてはならないというのは重々分かりますが、そもそもここに書いてある、この設計書の中に書いてあるものとは全く齟齬が生じておりますので、その辺のことについては、そういう意見があったということ、都なり国なりに返していただけたらと思っています。

◎**沖浦会長** ありがとうございます。

◎**加藤委員** あと、すみません、もう一ついいでしょうか。ごめんなさい。

◎**沖浦会長** どうぞ。加藤委員。

◎**加藤委員** 均等割と、それから所得割の件ですけれども、お子さんを持って小金井で暮らそうという方たちにとっては、市としては子育て大事に思っているという事で市長さんのお話、伺っていましたが、そうすると子育てしにくいまちになってしまうと思いますので、均等割については、都の平均ということですが、そうではなく、努力義務で、今まで本当に小金井は努力してきたんだなと思いましたので、これは今回、上げるということには私は賛成できませんということも併せて申し上げたいと思います。

以上です。

◎**沖浦会長** 御意見をいただきました。ほかの方はいかがですか。

◎**水上委員** では、いいですか。

◎**沖浦会長** 水上委員。

◎**水上委員** 今回、医療分の所得割が0.5%アップで、均等割、4,000円ということになり、影響額としては1億3,645万6,000円の負担増という形になると思うんですね。それで、東京都の納付金ですが、令和7年度は今年度より上がるという形になっていると思いますけれども、これはどれくらい上がることになっているのでしょうか。標準保険料率で見ると、各市、増額になっており、医療費水準の反映というのが段階的に減らされていくと、令和11年度にゼロになるということになっているので、多分その影響が一番大きいのかなと思いますけれども、納付金の状況について伺いたいということが一つです。

あと、会計上、大変厳しいという話があって、確かにそういう状況も、国の方針どおりやっていくということになるとそうなのかなと思いますが、その他繰入金は、今年度8億3,500万円だったものが、来年度の予算のことになるので、今、何とも言えないと思うんですが、これはどういうふうに考えているのか。財政健全化計画で確か5,000万円減額という理解でいいのかどうかを確認したいというのが2つ目です。

あと、3つ目は、先ほど他市の状況が紹介されましたけれども、市議会に出されている、今年の決算特別委員会の資料で、多摩26市の令和5年度の国民健康保険税の1人当たりの金額の資料が出ていまして、小金井市はこれで見ると、26市の中で標準保険料は5位なんですね。

国民健康保険税の1人当たり金額が2位なんです。それで、法定外繰入金、その他繰入金が20位なんです。1位は武蔵野市で、標準保険料も国民健康保険税も1位と。これは所得が高いから、国民健康保険税の1人当たり金額が高いんだという説明がこの間されてきたんだけど、武蔵野市は法定外繰入金で言うと第6位なんです。それなりにやっぱり入れて、負担軽減されていると思うんですが。

こういう状況を見ると、26市比較で見ると、令和7年度は多分また各市、値上げになってくる可能性があるんで、どうなるのか分からないですけども、こういう傾向が続くということを見ると、もっと小金井市としても努力できるのではないかなと思うんですけども。その3つの点、いかがでしょうか。

◎**沖浦会長** 国民健康保険係長。

◎**井上国民健康保険係長** 国民健康保険係長です。着座にて失礼いたします。

令和7年度納付金の算定状況というところでございますが、令和7年度につきましては、令和6年度の確定係数に比べますと、約1億6,000万円ほど下がっております。下がっている原因ですけども、納付金の減少した理由、これは、東京都の説明によるところですと、1人当たりの診療費の推計値が下がったことに伴うものというふうに聞いてございます。

推計方法ですが、国が基本的に定めている推計方法がありまして、国が定めた各係数に基づいて、都道府県ごとの実情を踏まえて推計していきます。令和7年度における診療費の推計については、直近1年間、令和5年の6月から令和6年の5月の実績と、過去2年間、令和3から4と、令和4から5の、伸び率を掛け合わせて推計するというのが今年度、令和7年度仮係数を算定するに当たっての東京都の考え方で、これが現状の実態に近いということの説明を受けてございます。そのようにして推計した結果、令和7年度の推計値、医療費、診療費の推計値が令和6年度の推計値よりも低い推計となったため、納付金額が減額したというものでございます。

なお、令和6年3月以降の医療費の動向を見ても、国保ですけども、都全体では前年同月と比べて微減もしくは横ばいで、被用者保険においても微減となっている月もあるなど、同様な傾向となっていると聞いてございます。したがって、納付金の減少の原因というのが、診療費の推計値が下がったことというものでございます。

それから、水上委員から御指摘があった医療費指数の反映係数ですね、こちらが令和11年度までに段階的に下がっていくことは確かにあって、これは納付金上昇の原因になりますが、それ以上に診療費の推計値が下がったところが納付金減少の要因と理解してございます。

以上です。

◎**伏見保険年金課長** 保険年金課長です。

◎**沖浦会長** 保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** 2点目の、8億3,500万円をどうするかというお話ですが、最初の、私ども担当と理事者との協議の中では、5,000万を減らすという方向で考えていて、実質的

には7億8,500万円ぐらいになればということでやってはいたんですけれども、やはり、上げ幅を考えたときに、大体1億3,000万ぐらいとなると、5,000万いかないのかなというところもあったりして、この辺は正式に予算ができた段階でないと、今の時点ではお答えするのが難しく、目標としては5,000万でやっていましたけれども、ちょっと上げ幅が大きいとか、そういう微妙な調整をやっていく中で、若干縮まった部分もありますので、予算までお待ちいただきたいというところです。

それから、3点目の、他市の状況等でございます。武蔵野市さんは6年度には大幅に改定をされているというような状況もございます。また、他市の中では2市ぐらいは赤字繰入れを全くゼロにしている市もございますので、先ほどの加藤委員のお答えと重なってしまいますが、市としても国の方針に従っていかなければならないということから、今回たまたま納付金が下がったということもあり、そのような状況の中では、やはり少しでも、一般会計からの繰入れを減らすという方向性も考えていかなければならないということで、今回、値上げという形をお願いしているということで御理解いただければと思います。

◎**沖浦会長** 水上委員。

◎**水上委員** どうもありがとうございます。

東京都の納付金は上がっているのかと誤解していたんですけれども、今回は1億6,000万円下がっていると。医療費水準の反映があっただんだん伸びていくかと思ったら、微減または横ばいという状況でこうなっているということだとすれば、確かに国保会計の問題があるとは思いますが、負担をなるべく減らしていくことを考えれば、その他繰入金については何とか頑張って、税率の改定は行わないということも、ぜひ検討すべきだったのではないかと思います。

それで、国保加入者の現状ですけれども、これも令和6年の3月、第3回定例会で出された決算の資料ですが、国民健康保険税の滞納世帯の状況が出されていて、滞納世帯、全部で1,101件ですが、そのうちの84.9%がいわゆる現役の20代から59歳までの年齢層で、所得が200万円以下の方が1,101件のうちの54.2%となっています。

今、国保加入者も随分階層が変わってきている面があっただけで、非正規雇用の労働者であるとか、あとは年金生活者になってきていて、現役世代でも、滞納されている方にはいろいろな理由があるので、全てが生活が大変だからということにならないとは思いますが、200万円以下でこれだけの滞納があるということを考えると、国保加入者自身の所得状況というのは、そんなに高い状況ではないというのはもうはっきりしていることだと思うので、そういう中で負担増ということになってくると、影響が大きいのではないかと思います。

私たちも、私は日本共産党ですけれども、市民アンケートに今回取り組みまして、1,000通を超えて返信があっただけで、その結果は、生活が苦しくなったと答える方が6割を超えるという状況で、その主な理由の第2番目ぐらいが社会保険料の負担増です。今、物価高騰で生活が大変だということで、政府も臨時交付金を倍増するとかという話になっています。こういう時

期に負担増という形は、国の方針や市の国保の財政状況という説明は分かりますが、他市の状況、さっき紹介しましたけれども、そういうことも含めて、値上げは行うべきではないということは意見として申し上げておきたいと思います。

特に、国保については子供の均等割があります。今、小学校入学前まで負担軽減になっていると思いますが、この均等割については、小金井市としてもぜひ負担軽減してもらいたいということは意見として述べておきたいと思いますので、その点ぜひ、よろしくお願ひしたいということでもあります。

以上です。

◎**沖浦会長** 御意見をいただきました。ほかに質問等ございますでしょうか。

◎**吉田委員** よろしいですか。

◎**沖浦会長** 吉田委員。

◎**吉田委員** 今、お二方から御意見が出て、まさにそのとおりだと思います。ただ、では国民健康保険の皆様だけが厳しいのかということになると、私ども被用者保険、健保組合の場合ですけれども、大企業の話もよく出ますが、中小の企業が集まって同一業種の健保組合をつくっているということで、そういったところも健保組合としてあります。

健保組合の宿命として借金はできない。そのために、赤字が出た場合、医療費が急に多く出てしまったときは、法定で準備金を持ってとなっています。法定準備金を取り崩して支払金に支給、あるいは納付金で支払いをします。では、足りなくなってしまった法定の準備金はどうするのかということ、その翌月からでも、もう料率を上げて、満たすように上げなさいというのが、厚労省から命令が来ます。一般的にはそういった事態はなかなかないですけれども、翌年度、料率を上げて、法定準備金を満たすように料率を上げると。だから、借金はもう絶対にできませんよ。最悪の場合は事業主がその分、立替えということもありますけれども、そういったところはもう健保組合として、体を成さないの、解散の道という形もある。いずれにしても、健保組合、被用者保険のほうも保険料率を毎年のように上げています。

また、頂いた保険料は本来、加入者の医療費だとか保健事業に充てるべきものということで、健保組合も自分たちが、やはり同じグループの中で、腰痛の多い業種だとか、あるいは高血圧が多い業種だとか、そういったところの、自分たちの仲間うちが多い病気を治していくためにそこに集中してやっていきたいということで健保組合をつかって、保健事業を主としてやっている。そういうためにお金をかけたいですけれども、今はもう5割以上が納付金ということで国に吸い上げられて、高齢者医療、あと国保さんのほうにも流れています。一般会計から云々と、この場でよく私も申し上げますけれども、そのほかにも国保さんのほうにも流れていると。

だから、制度的には私どもも、どうなのという、厚労省にはやはり物申しているところもあるんですけども、それはまた別にして、いずれにしましても、これだけ、医療の高度化と平均年齢の上昇によって、医療費が上がっていくというのはもう避けられないんですよ。ただ、急激に上がっていくことをどうするのかということを見ると、さっき言った、健保組合がつ

くったときの目的である、やはり自分たちの、病気にならないように、けがをしないようにという、そういった保健事業に力を入れている。

そのために、事業主さんのほうに、腰痛が多いところであれば、運送業さんなどは多いんですけれども、業間体操ということで、腰の悪くならないような形で業間体操を入れてくれと、業務命令で入れてくれと。あとは、帰ってきて、喉渇いたなって、社内で自動販売機があって、あまり砂糖入りのコーヒーばかり置いてあったら当然よくないわけですよ。そういうものを砂糖から微糖にしてもらい、あるいは、お茶等、砂糖のないものにしてもらい。そういったようなことも含めて、いかにして医療費を下げるのか。それは、経営者にしてみれば、元気な人のほうが生産性も上がりますし、加入者たちも病気にならないように、そういう環境づくりがされればうれしいでしょうし、それが家族にとっても本人にとっても一番いいこと。

健保組合をあずかる事務局としては料率を上げるということ、それを抑えることもできるという、本音のところはそういう形で動いています。健保組合も料率を毎年のように上げる中で、全社、加入事業所全部にはいきませんが、無理ですから、何百社も全部は回れませんけれども、やはり行って、どういう状況なのか御説明をして御理解をいただき、値上げで喜んで「そうだね」なんて言う人はどこもないわけですよ。

ただ、そういった中で、頑張って医療費をできるだけ延びないように、お互いにやってみようという、そういうものを使いながら、携わっているメンバー全員で、事業主も労働者も、あるいは事務局も、もう大変な思いをしてやっていると。そういう中では料率の値上げが一番、事務方としてはつらいところで、そういった面では市のほうとしてもいかんともしがたい。一般会計から入れれば値上げせずに済みますから、加入者にとっても喜ばれます。そのために繰入額が非常に高い状況があって、今の制度の中で、そうやったところの自治体様は非常に苦労された。だんだんそれを、平準化といいますか、戻していかなければいけない、統一化していかなければいけない。

だから、そういった面では、それを先送りにしている市町村さんは後になって大幅に上げなければいけない、上げなければペナルティーがあって交付金も減らされるという、そういう仕組み、痛しかゆし。そういったものも含めて、市としては大変、苦渋の選択をされたんだというふうに、私としては思いたいと思います。

被用者保険としては、これだけ自分たちが頑張っているんだから、国保さんのほうだって一般会計から入れるというのは何なんだよというのが本音ですけれども、とは言っても、制度的な問題だとか、今の状況からすれば、それを何とか抑えていく、野放図にではなくて抑えていくという、市の説明がありましたので、私としてはもう、やむを得ないだろうということで、諮問については賛成というふうに御意見として言わせていただきます。

すみません、長々。

◎沖浦会長 御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

ほか、皆様よろしいですか。

この程度で質疑を終了いたします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎**沖浦会長** それでは、ここで質疑を終了いたします。

国民健康保険税の改定は、令和7年度当初予算に反映する必要があるものとなっております。そのため、令和7年第1回市議会定例会に議案を上程したいとのことでありますので、答申をまとめたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

◎**沖浦会長** 答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいとは思いますが、よろしいでしょうか。

◎**吉田委員** あと、御意見も付記されますよね。

◎**水上委員** 異議ありと意見があったということを答申に掲載していただきたい。

◎**吉田委員** あと、加藤さんがおっしゃったことも付記して。

◎**沖浦会長** そうですね。

◎**吉田委員** こういう反対意見があったことを。

◎**水上委員** そうですね。

◎**吉田委員** 答申に入れるという。

◎**水上委員** 答申に入れてもらいたい。

◎**沖浦会長** 一応、この段階で諮問どおりということで、異議があるということで、この協議会としては、答申としてはまとめる必要がございますので、規則第8条に基づきまして多数決を採ります。諮問案に賛成なのか反対なのかを多数決で決定し、たくさんの貴重な御意見もございましたので、答申書には、主な意見ということで付すこととさせていただきたいと思いません。

では、次に、多数決を採りたいと思います。それでは、多数決を採ります。市長の諮問のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

よろしいですか、事務局。

◎**井上国民健康保険係長** はい。

(賛成者挙手)

◎**沖浦会長** では、挙手を終わってください。賛成多数でよろしいですね。賛成多数でありましたので、市長の諮問のとおりとしますが、先ほど申し上げたとおり、たくさんの貴重な意見もございましたので、答申書には意見を付すことといたします。事務局で答申に付す意見(案)

を作成し、それを委員の皆様へ送付いたします。それに対して意見等があれば、期限までに連絡等をしていただければと思います。いただきました意見の取扱いについては会長に一任していただきますよう、お願い申し上げます。

そうしましたら、答申の取りまとめについて、事務局から説明でよろしいですか。今の案を送付する件について。

国民健康保険係長。

◎井上国民健康保険係長 では、答申の取りまとめについて御説明いたします。答申案につきましては、大変、こちらの都合で申し訳ございませんが、今日は月曜日でございますので、水曜日中に皆様の元にメールをいたします。届きましたら内容を御確認いただきまして、御意見等ございましたら、6日金曜日の午後5時までに御返信いただければと思っております。

以上でございます。

◎沖浦会長 水曜日にはメールが届いて、金曜日の5時までに御意見のある方は返信をいただきたいということでございます。

では次に、日程第2、その他に入りますが、まず、事務局から何かございますか。

◎伏見保険年金課長 特にございません。

◎沖浦会長 特にございませんか。その他、委員の皆様から何かございますか。特段ございませんかね。

(「なし」の声あり)

◎沖浦会長 では、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

19時58分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和6年12月2日

議 長 沖 浦 あつし

署名委員 加 藤 由喜枝

署名委員 塚 田 悟